

Check!!



WebSiteは  
こちら!



# 関西生コンを 支援する会 NEWS

発行：関西生コンを支援する会 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館1F フォーラム平和・人権・環境 気付



## 無罪判決だけは書きたくない

### 9/11 加茂生コン事件 最高裁判決

#### 大阪高裁に差し戻し

9月11日、最高裁（第一小法廷）が加茂生コン事件で、逆転無罪の原判決を破棄し、大阪高裁に差し戻すという判決を出した。吉田修さんは記者会見で「肩すかしを食らった感じだ」と憤懣やるかたない表情で語った。（写真中央）

2017年10月、日々雇用労働者Aさんが組合加入して団交を申し入れたところ、会社が団交を頑なに拒否したことが事件の発端だ。会社はさらに、Aさんが子どもの保育園入所に必要な就労証明書の交付を求めたところ、組合加入前は交付していたのに加入後は拒否した。関生支部がこれに抗議した行為が2年後に「強要未遂」とされた。

刑事裁判では、就労証明書の交付が会社の「義務」なのかが争点となった。一審判決（2020年）は、会社の法的義務ではないと主張した検察の限定解釈説を採用して、「義務なきことを強いた」のだから強要に該当するとして有罪とした。しかし、大阪高裁判決（2021年）は、会社の社会生活上の義務だとの解釈を示し、安井さんは罰金に減刑、吉田さんを無罪とした。

最高裁判決は、「義務」は法的義務に限定されず、就労証明書交付は「労働契約に付随する信義則上の義務」だとの判断を明確に示し、高裁判決は「その限度では是認することができる」とした。

#### 重箱の隅をつつくがごとく

それなら無罪判決で決まりかと思いきや、義務の解釈以外の点においては有罪判決を覆した高裁判決の事実認定は不十分だと、最高裁は重箱の隅をつつくように難癖をつけて差し戻しの結論を導いたのだった。（→2面「最高裁の差し戻しの論理」を参照）

そもそも、警察・検察が企業の悪質な不当労働行為に加担して、正当な組合活動を刑事事件化したのが加茂生コン事件だという肝心な点を最高裁は見ようとしていない。完全無罪獲得へ、もうひとふんばりやるしかない。

#### 本号の内容

加茂生コン事件、最高裁の差し戻しの論理	P.2
『ここから』を観て 柴田天津雄さん	P.2
セクハラ署長が逆転敗訴ほか	P.4

# 最高裁の差戻しの論理



高裁判決は、1審判決が就労証明書作成の義務の有無について事実を誤認したことを指摘しただけだ。そのほかの事実関係についての1審判決の認定が不合理であるかどうかを検討していないし、不合理であると示したものと評価することもできない。だから、高裁判決が「1審判決には判決に影響を及ぼす明らかな事実誤認がある」としたことは是認できない。

## 大阪高裁判決

11月27日、Y(注)の体調不良の訴えは、こども宝課職員の説明により、就労証明書作成を拒むことが困難になり追い詰められた際の突然の出来事だった。安井と吉田が、体調不良をにわかに信じられず、仮病を疑ったことには無理からぬ面がある。就労証明書作成を要求し続けたことも強く非難できず、救急搬送の妨害や暴言にも及んでいないから、脅迫に該当しない。

11月29日～12月1日までの間、安井と吉田らが事務所を訪問してYに求めたのは、就労証明書を作成するかしないかの回答であり、Yが明確な回答をしなかったことが一因となって訪問の頻度や滞在時間が増えたものであって、その態様も、ひどい暴言等はないから、脅迫に該当しない。

12月2日以降の監視行為の目的は廃業の監視。就労証明書作成に向けた脅迫行為の一環とみることはできない。

12月4日、安井が多少感情的になって就労証明書作成を要求したことは、Yが同日までに作成に応じるか回答すると述べていた経緯に照らせばやむを得ない。その態様も社会的に不相当とはいえない。その後の安井とM(注)の発言は、従業員による盗撮の疑念と警察を呼んだこと、これらに関するYの対応への怒り等が直接の契機で、就労証明書作成を強制する行為とは認められない。だが、その態様は縮小認定として脅迫罪の成立を認める余地があるところ、安井の発言は、従業員に対するものであってYに対する害悪の告知に当たらない。Mの発言は、Yやその親族の身体、事由、財産等に対し危害を加えかねない氣勢を示したものと認められ、脅迫罪が成立する。安井は暗に意思を通じていたものと認められ、脅迫罪の共同正犯の責任を免れない。他方、吉田は、事務所の外にいたようで、Mの害悪告知が上記の怒り等が契機だったことからすれば、吉田に共謀は認められない。

注：「Y」は加茂生コンの社長夫人。「M」は元組員。

## 最高裁の難癖

仮病を疑ったのも無理ないというが、仮病を疑ったとしても、体調不良の認識が直ちに排斥されるわけではない。体調不良を認識していたはずだとした1審判決の認定が不合理であることを十分に示しているとはいえない。

Yが明確な回答をしなかったというが、「Yは作成するつもりがないことを示していた」とした1審判決とは別の見方もあり得ると指摘しているにすぎず、1審判決の認定が不合理であることを示したものとはいえない。

監視行為の目的は廃業の監視だったとするだけで、就労証明書作成に向けた圧力という併存し得る目的を認定した1審判決が不合理だとするだけの根拠を示しているとはいえない。

当初の発言を除き、安井の発言は、就労証明書の作成等を強制する行為とは認められず、害悪の告知にも当たらないなどというが、両名が一貫して就労証明書作成を要求していた経緯や各発言の内容、発言の際の安井とYの位置関係等に照らして、両名の各発言を一連のものとして、就労証明書を要求するものだと判断した1審判決の不合理性を指摘できているとはいえない。

### 第一小法廷裁判官の顔ぶれ(◎=裁判長)

◎堀 徹 (東京地検公安部長～特捜部長～東京高検検事長)

山口 厚 (元刑法学会理事長)

深山卓也 (法務大臣審議官～東京高裁長官)

安浪亮介 (最高裁人事局長～大阪高裁長官)

岡 正晶 (日弁連副会長～三井住友銀行社外取締役)

『ここから』を観て

# 活動の原点に 立ち返らせてくれた映画

柴田 天津雄さん

## 関西生コンのたたかい、 1人ひとりの労働者の視線で

中小企業で働く労働者や非正規雇用の労働者が大半を占めている、わたしたちユニオンみえでは、春闘の真っ最中の4月16日、「23春闘勝利決起集会」を開催した。

毎年、この時期の恒例の行事になっているが、今年は第2部として『ここから「関西生コン事件」と私たち』の上映会を企画した。書記長の清水さんが「ぜひ観てみたい」と強く要望したもので、私も話には聞いていたが観るのは初めて。関西生コン争議の経過や問題点などについては何度も聞いてきたし、私たちが東海地方で支援の運動に参加してきたが、この映画は別の視点から関西生コン争議の実態をみせてくれた。

わたしたちユニオンみえの組合員の多くも、最初は生活のために職場で働いていて、パワハラやセクハラなどの嫌がらせを受けたり、解雇を通告されたりして、どうしていいかわからず、悩みながら友人の紹介などで、組合にたどり着いて、会社のやり方の不備や不正を理解し、解決するために組合に入ったたたかう、という経過をたどっている。映画の登場人物、松尾聖子さんもまったく同じような経過をたどって組合活動に参加されている。

争議紹介の多くは、まず俯瞰的に見て、争議のあらすじを紹介し、争議の意味や意義を説明するという体裁をとるが、この映画は松尾さんを通して、肩書なしの一個人の目線から組合活動にかかわって会社の不備や不正をただしながら、組合を通して改善し、組合を守るために力を尽くすという姿勢で、関西生コン争議を紹介している。

## 忘れがちな視点

はじめはシングルマザーで生活保護を受けていた松尾さんが生コン運転手の職について、生コン業界が持っている様々な不備を感じながら、労働組合と出会う。組合を通して少しずつ

労働条件が改善されていく喜びを感じて組合活動に参加していくワクワク感や楽しさがあった。会社の態度が急変して組合弾圧が始まると、多くの組合員と共に理不尽な弾圧にあい、様々な理由で組合を離れていく仲間を見ながらも、納得のいかないことには抵抗し、自分も職場を失う目にあいながらも、その中でたたかう仲間を信頼し、組合に団結してたたかい続ける姿が描かれている。

ややもすると、わたしたちも争議に対して、上から目線で解説し、意義を語るということに傾きかねない。争議の全体をとらえるためにその視点をもちながらも、一個人、一労働者にとってこの争議がどうとらえられていくのか、理不尽さがどこにあるのか、を丁寧に取り上げていくことの大切さを改めて感じさせられるものとなった。

組合活動を長くやっていると忘れがちな、一個人として争議にどのように向き合うのか、活動の原点を重視することの大切さに気付かされた。わたしにとっても、組合活動にもう一度向き合う機会を与えてくれた映画だった。

### 柴田天津雄

(しばた・てつお)

ユニオンみえ副執行委員長。  
1995年三重一般労働組合加入。  
2009年執行委員。2013年～  
現職。2022年～コミュニティー・  
ユニオン東海ネットワーク代表。





# 『ここから』上映会 60か所、3000人

『ここから「関西生コン事件」と私たち』の上映会が全国60か所を数え、参加者数は3000人を超えた。(9月20日現在)

再び戦争をさせない千葉県1000人委員会が主催した9月9日上映会(写真)には、前日までの豪雨で運休となった交通機関もあったが、県教組、自治労、私鉄、全農林、I女性会議などから70人超が参加。以下は会場アンケートの感想一部。

「当時の自分は何もわからない中、このニュースを見ていたが、映画で事件の真相が分かった。一人一人の人生があるなかで、その一人一人の人生を守るための組合。守っていくべきものが分かりました」  
(27歳、男性)

「衝撃を受けました。組合に入って3年目になりますが、弾圧によって組合がこんな風になってしまうことなど考えたことがなかったから。次世代の人たちに自分と同じ辛さを味わって欲しいと闘い続ける組合員さんの気持ちを聞いて、私も自分のため仲間のために動く熱い気持ちを持っていきたい」  
(28歳、女性)



## フジタ事件の仕掛け人、 セクハラ裁判で 逆転敗訴

9月7日、羽田賢一元滋賀県警彦根署長が、警察庁出向時代のセクシャルハラスメントについて女性警視から訴えられた裁判の控訴審で、東京高裁は請求棄却の一審判決を変更し、羽田元署長のセクハラ行為を認定。損害賠償33万円の支払いを命じた。

羽田元署長は暴力団対策畑。警察庁から県警に戻った組対課長時代にフジタ事件をはじめ一連のコンプライアンス事件を立件したとされる人物。セクハラ被害女性が公務災害認定されていたのに彦根署長に就任したことを疑問視する声に対し、当時の滝沢依子県警本部長は「ここ数年の勤務状況をふまえた適切なポスト」と答弁した。

羽田元署長は現在は生活安全部参事官。判決について西島亨県警監察官は「個人間の訴訟のためコメントする立場にない」と答えたらしい。

2014年 ～16年	警察庁出向 (刑事局組織犯罪対策部) 同僚の女性警視が 羽田のセクハラで抑うつ状態に
2016年3月	滋賀県警暴力団犯罪捜査指導官
2017年3月	警察庁が女性警視の 公務災害認定
2018年3月	滋賀県警組織犯罪対策課長
2018年4月	女性警視が損害賠償請求を提訴
2021年4月	彦根署長に就任

## 関西生コンを支援する会 **加入方法**と**年会費**

お申し込みは  
**郵便振替**で!

**00170-8-792379** 関西生コンを支援する会

**年会費** 個人[メール配信]2000円 [郵送]3000円 団体5000円 (1口以上でお願いします)

【お名前/団体名】【おところ】【メールアドレス】を記入して、年会費を添えてお申し込み下さい。  
「支援する会ニュース」を登録されたメールアドレス宛てに配信します。

発行元: 関西生コンを支援する会 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館1F フォーラム平和・人権・環境 気付  
[TEL] 03-5289-8222 [FAX] 03-5289-8223 [E-mail] sien.kansai@gmail.com

